二　前事業年度の収支決算
三　前事業年度の認定経済金融活性化措置実施計画に記載された経済金融活性化措置の用に供する機械及び装置、器具及び備品並びに建物及びその附属設備の取得等に関する実績
2　沖縄県知事は、前項の実施状況報告書に関し、認定経済金融活性化措置実施計画に記載された経済金融活性化措置を適切に実施していると認めるときは、当該実施状況報告書の提出を受けた日から原則として一月以内に、認定事業者に対して、当該経済金融活性化措置を適切に実施していると認定したこと及び当該認定の概要を記載した書面を交付するものとする。
3　沖縄県知事は、前項の認定をしないときは、認定事業者に対して、その旨及びその理由を通知するものとする。
（欠格事由の対象法令）
第四条　［略］
（令第二十六条第二項第四号の内閣府令で定める場合及び期間）
第五条　令第二十六条第二項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同号に規定する内閣府令で定める期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。
一　法第五十六条第一項に規定する法人が合併により設立された法人であり、かつ、その合併を行った法人のうちいずれかの法人が経済金融活性化特別地区の区域内において特定経済金融活性化事業（同項に規定する特定経済金融活性化事業をいう。以下同じ。）を営んでいた場合　当該地区の区域内において当該事業を開始した日が最も早い法人が当該事業を行っていた期間
二　法第五十六条第一項に規定する法人が経済金融活性化特別地区の区域内において特定経済金融活性化事業を営んでいた者と実質的に同一と認められる法人である場合　当該実質的に同一と認められる者が当該地区の区域内において当該事業を行っていた期間
（令第二十六条第二項第六号の内閣府令で定める要件）
第六条　［略］
（令第二十六条第二項第八号の内閣府令で定める事業）
第七条　［略］
（申請書の記載事項）
第八条　令第二十七条第一項の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　［略］
二　法人の設立時期、経済金融活性化特別地区の区域内において営む特定経済金融活性化事業の種類及び事業計画、他に事業を行っているときはその事業の種類その他必要な事項
三　経済金融活性化特別地区の区域内において営む特定経済金融活性化事業に係る施設の内容
四　第五条各号に掲げる場合にあっては、それぞれ、その合併を行った法人のうち経済金融活性化特別地区の区域内において最も早く当該事業を開始した法人の当該事業の開始日又は当該実質的に同一と認められる者の当該特定経済金融活性化事業の開始日

（欠格事由の対象法令）
第一条　［同上］
（令第二十六条第二項第四号の内閣府令で定める場合及び期間）
第一条の二　令第二十六条第二項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同号に規定する内閣府令で定める期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。
一　法第五十六条第一項に規定する法人が合併により設立された法人であり、かつ、その合併を行った法人のうちいずれかの法人が経済金融活性化特別地区の区域内において認定経済金融活性化計画（沖縄振興特別措置法（以下「法」という。）第五十五条の三第一項に規定する認定経済金融活性化計画をいう。以下同じ。）に定められた特定経済金融活性化産業（法第五十五条の二第二項第二号に規定する特定経済金融活性化産業をいう。以下同じ。）に属する事業を営んでいた場合　当該地区の区域内において当該事業を開始した日が最も早い法人が当該事業を行っていた期間
二　法第五十六条第一項に規定する法人が経済金融活性化特別地区の区域内において認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業を営んでいた者と実質的に同一と認められる法人である場合　当該実質的に同一と認められる者が当該地区の区域内において当該事業を行っていた期間
（令第二十六条第二項第六号の内閣府令で定める要件）
第二条　［同上］
（令第二十六条第二項第八号の内閣府令で定める事業）
第三条　［同上］
（申請書の記載事項）
第四条　令第二十七条第一項の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　［同上］
二　法人の設立時期、経済金融活性化特別地区の区域内において営む認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業の種類及び事業計画、他に事業を行っているときはその事業の種類その他必要な事項
三　経済金融活性化特別地区の区域内において営む認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業に係る施設の内容
四　第一条の二各号に掲げる場合にあっては、それぞれ、その合併を行った法人のうち経済金融活性化特別地区の区域内において最も早く当該事業を開始した法人の当該事業の開始日又は当該実質的に同一と認められる者の当該事業の開始日